

大蔵委員会商工委員会連合審査会議録第一号

昭和三十三年四月十七日(水曜日)

午後二時五十二分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 山本 幸一君

理事 黒金 泰美君 理事 小山 長規君

理事 藤枝 泉介君 理事 横銭 重吉君

加藤 高蔵君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

夏堀源三郎君 古川 丈吉君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井上 良二君 石野 久男君

久保田鶴松君 横路 節雄君

横山 利秋君

商工委員会

理事 鹿野 彦吉君 理事 小平 久雄君

理事 西村 直己君 理事 加藤 清二君

阿左美廣治君 内田 常雄君

川野 芳満君 膏 太郎君

椎名悦三郎君 島村 一郎君

首藤 新八君 前田 正男君

南 好雄君 村上 勇君

佐竹 新市君 田中 武夫君

田中 利勝君 中崎 敏君

永井勝次郎君 八木 昇君

出席政府委員

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長) 河野 通一君

大蔵事務官 (理財局長)

委員外の出席者 大蔵委員会専門員 椎木 文也君

商工委員会専門員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣提出第七六号)

○山本委員長 これより大蔵委員会、商工委員会の連合審査会を開催いたします。私がこの連合審査会の委員長の職責を行いますから、御了承いただきたいと存じます。

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案を議題といたします。

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号。以下「再評価法」という。)の規定による再評価を十分に行わなかつた中小企業たる法人又は個人に対し、減価償却資産についてさらに再評価を行う機会を与え、再評価税を軽減する等再評価法の特例を定めて、再評価の実施を促進することにより、適正な減価償却を可能にして企業経営の合理化を図り、もつて中小企業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再評価」、「再評価日」、「事業」、「減価償却資産」、「有形減価償却資産」、「無形減価償却資産」又は「再評価差額」とは、それぞれ再評価法第二条第二項若しくは第四項から第八項まで(定義又は第四十条(法人の再評価税の課税標準)若しくは第四十二条(個人の再評価税の課税標準)に規定する再評価、再評価日、事業、減価償却資産、有形減価償却資産、無形減価償却資産又は再評価差額をいう。)

4 この法律において「基準日の特例資産」とは、再評価法第三条各号(基準日の特例)に規定する資産をいう。

5 この法律において「事業年度」とは、第三条第一項第二号及び第四号を除くほか、法人税法第七条(法人の事業年度)に定める事業年度をいう。

(再評価を行うことができる法人及びその再評価の時期)

第三条 法人(次に掲げる法人を除く。)は、当該法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産(再評価法第七条(帳簿価額のない資産の再評価)の規定により再評価を行うことができないものを除く。以下次項において同じ。)について、再評価法第十三条第一項(法人の資産の再評価の時期)に定めるもののほか、昭和三十三年中に開始する事業年度開始の日(当該開始の日が二以上あるときは、そのいずれか一日。以下次項において同じ。)現在において、同法第六条第一項(法人の資産の再評価)の規定による再評価を行うことができる。

3 この法律において「再評価可能資産」とは、減価償却資産のうち次に掲げる資産をいう。

一 昭和二十八年一月一日において減価償却資産であつた資産(基準日の特例資産を除く。)

二 基準日の特例資産のうち、その基準日が法人にあつては昭和三十三年中に最初に開始する事業年度開始の日以前に、個人にあつては同年一月一日以前に到来した減価償却資産

三 昭和二十八年一月一日において個人の事業の用に供してない資産で、同日後昭和三十三年一月一日以前に当該個人の事業の用に供したため、減価償却資産に該当することとなつたもの

であつた株式会社

二 資本充実法の施行の日において資本の額が三千万円以上五千万円未満の株式会社で、同日を含む事業年度(資本充実法第二条第二項(定義)に規定する事業年度をいう。以下第四号において同じ。)開始の日において当該会社が有する同法第二条第五項に規定する要再評価資産の当該開始の日における再評価限度額(資本充実法第二条第四項に規定する再評価限度額をいう。)の合計額が一億円以上であつたもの

三 資本充実法第十四条第一項(要再評価会社が合併した場合の再評価の強制)の規定により同法第六条第一項(再評価の強制)の規定による再評価を行わなければならないこととされた法人

四 前三号に掲げる法人以外の法人で、昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の日において、最低限度以上の再評価(資本充実法第十九条第二項(再評価税等の減免を受ける要件となる再評価)に規定する最低限度以上の再評価をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行つたもの及び資本充実法第十九条第三項の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされたもの

2 前項各号に掲げる法人以外の法人

(前項の規定に基いて再評価法第六条第一項(法人の資産再評価)の規定による再評価を行った法人を除く)が合併により消滅した場合において、その合併の日が昭和二十八年一月一日(合併法人(合併により設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ)が前項第一号又は第二号に掲げる株式会社であるときは、昭和二十九年六月一日とし、同項第三号に掲げる法人であるときは、資本充実法第十四条第一項の規定により再評価を行わなければならない最後の日とし、同項第四号に掲げる法人であるときは、最低限度以上の再評価を行い、又は同法第十九条第三項の規定により行ったものとみなされた日とする)後、合併法人の昭和三十三年五月三十一日を含む事業年度終了の日(その日が昭和三十三年五月三十一日後であるときは、同日)までの日であるときは、合併法人は、当該合併により消滅した法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産で当該合併により取得し、引き続き同法の施行地において有するものについて、同法第十四条第一項(合併の場合における再評価)に定めるもののほか、合併の時期の区分に応じ次に掲げる日現在において、同項の規定による再評価を行うことができる。

- 一 合併の日が昭和三十一年十二月三十一日以前であるときは、昭和三十一年中に開始する事業年度開始の日
 - 二 合併の日が昭和三十一年一月一日以後であるときは、当該合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の日
- (再評価を行うことができる個人及びその再評価の時期)
- 第四条 個人(次に掲げる個人を除く)は、当該個人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産について、再評価法第十三条第三項(個人の減価償却資産の再評価の時期)に定めるもののほか、昭和三十一年一月一日現在において同法第八条第一項(個人の減価償却資産の再評価)の規定による再評価を行うことができる。
- 一 昭和二十八年一月一日又は昭和二十九年一月一日において最低限度以上の再評価を行った個人
- 二 資本充実法第十九条第四項(再評価税等の減免を受ける要件となる再評価を行ったものとみなす場合)の規定により最低限度以上の再評価を行ったものとみなされた個人
- 前項各号に掲げる個人以外の個人(前項の規定に基いて再評価法第八条第一項(個人の減価償却資産の再評価)の規定による再評価を行った個人を除く)が昭和三十一年一月一日から昭和三十三年三月十五日までの間に死亡した場合においては、当該個人の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)

は、当該個人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産について、同法第十六条第一項から第三項まで(死亡の場合の再評価の承継)に定めるもののほか、昭和三十一年一月一日現在においてこれらの規定による再評価を行うことができる。

3 再評価法第四条の二(相続人を所有者とみなす場合)の規定は、第一項各号に掲げる個人の有していた資産については、適用しない。

(再評価限度額の計算に適用する倍数)

第五条 前二条の規定に基いて再評価を行う場合において、有形減価償却資産(鉱業の用に供する有形減価償却資産を除く)の再評価の再評価法第十七条第一項本文(有形減価償却資産の再評価額)の規定による再評価の限度額の計算に適用する倍数は、同項本文の規定にかかわらず、当該資産の取得の時期及び耐用年数(基準日において法人税法又は所得税法の規定により当該資産について定められている耐用年数をいう)に応じて定める別表甲の倍数とする。

る別表乙の倍数とする。

(再評価税の税率)

第六条 第三条又は第四条の規定に基いて行う再評価についての再評価法第四十四条(税率)の規定の適用については、同条に規定する百分の六の税率は、百分の二の税率とする。

2 再評価法の規定により行う再評価で次に掲げるものに係る再評価税の税率は、同法第四十四条の規定にかかわらず、再評価差額の百分の二とする。

一 第三条の規定の適用を受ける法人が、基準日の特例資産でその基準日が昭和三十一年中に最初に開始する事業年度の開始の日後に到来するものについて、再評価法第六条第一項(法人の再評価)又は第十四条第三項(合併の場合における再評価)の規定により行う再評価

二 第四条の規定の適用を受ける個人又は相続人が、基準日の特例資産でその基準日が昭和三十一年一月一日に到来するものについて、再評価法第八条第一項(個人の減価償却資産の再評価)又は第十六条第二項(死亡の場合の再評価の承継)の規定により行う再評価

三 第四条の規定の適用を受ける個人又は相続人が、当該個人又は被相続人が基準日から引き続き再評価法の施行地に有する資産でその事業の用に供してないものを昭和三十一年一月一日後にその事業の用に供したため減価償却資産に該当することと

なつたものについて、同法第十条第一項(非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価)又は第十六条第三項の規定により行う再評価

(法人の再評価の申告期限)

第七条 第三条の規定に基いて再評価を行った法人の当該再評価に係る再評価法第四十五条第一項(法人の再評価の申告)の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内(当該再評価に係る再評価日を含む事業年度終了の日が昭和三十三年三月三十一日後であるときは、同年五月三十一日まで)とする。

(個人の再評価の申告期限)

第八条 第四条第一項の規定に基く再評価を行った個人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第二項(個人の減価償却資産の再評価の申告)の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、昭和三十三年一月十六日から同年三月十五日までとする。

2 第四条第二項の規定に基いて再評価を行った相続人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第三項の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、相続の開始又は遺贈(包括遺贈又は被相続人の相続人に対する遺贈に限る)の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日の前日(その日が昭和三十一年八月三十一日以前であるときは、同日)までとする。

(法人の再評価税の納付)

第九条 第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行った法人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十一条第一項(法人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日を含む事業年度から当該再評価日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価税額に当該各事業年度の月数(これらの再評価に係る再評価日が事業年度開始の日以外の日である場合における当該再評価日を含む事業年度については、当該再評価日から当該事業年度終了の日までの月数とし、これらの再評価に係る再評価日から二年を経過した日の前日を含む事業年度については、二十四から既に当該再評価税の納付すべき額の計算の基礎となつた月数を控除した月数とする。)を乗じて二十四で除して計算した金額とする。

三十八条第一項(納税義務の継承)の規定により当該資産について納付すべき再評価税額については、被合併法人の当該資産についての再評価日を合併法人の当該資産についての再評価日とみなし、合併の日から合併の日を含む事業年度終了の日までの月数を当該事業年度の月数とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(個人の再評価税の納付)

第十条 第四条の規定に基く再評価又は第六条第二項第二号若しくは第三号に掲げる再評価を行った個人又は相続人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十三条第一項(個人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日の属する年の翌年から二年間、毎年一月十六日(第六条第二項第二号又は第三号に掲げる再評価に係る再評価税にあつては、二月十六日)から三月十五日まで(再評価法第四十六条第一項又は第三項(個人の減価償却資産の再評価の申告)の規定による申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌年三月十五日後であるときは、当該提出期限の属する年については、当該申告書の提出期限まで)とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、当該再評価に係る再評価税額の二分

の一に相当する金額とする。

(再評価税の繰上徴収及び延納等に関する規定の不適用)

第十一条 再評価法第五十一条第三項(法人の減価償却資産の譲渡の場合の再評価税の繰上徴収)、第五十三条第三項(個人の減価償却資産の譲渡の場合の再評価税の繰上徴収)、第五十六条から第五十九条まで(法人及び個人の減価償却資産の再評価税の延納)、第八十四条(再評価積立金を取りくずした場合の再評価税の免除)、第八十六条(個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除)及び第八十八条(所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除)の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価税については、適用しない。

2 再評価法第十三条第二項(同法第十四条第五項、第四十五条第四項、第五十一条第四項又は第七十一条第三項において準用する場合を含む。)(法人の事業年度が六月をこえる場合に一事業年度とみなすもの)の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価及びこれに係る再評価税(追徴税額を含む)については、適用しない。

(再評価積立金の全額の資本への組入れの時期)

第十二条 第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行った法人がこれらの再評価に係るものとして再評価法第二百二条(再評価積立金)の規定により積み立てた金額について同法第二百九条第四項又は第五項(再評

価積立金の資本への組入れ)の規定によりその全額を資本に組み入れることができる時期は、これらの項の規定にかかわらず、当該再評価に係る再評価税を完納した日と昭和三十五年一月一日とのいずれか遅い日とする。

(再評価の限度額等についての再評価法の適用)

第十三条 再評価法第四十八条(修正申請書)、第六十五条(再評価額等の更正)又は第二百二十五条(限度額をこえる再評価についての罰則)の規定の適用については、第五条及び再評価法第三章の規定により計算した再評価の限度額を同法第三章に規定する限度額とし、第六十条(繰上納付)、第六十四条(再評価税の督促)又は第七十七条(利子税額)の規定の適用については、第九条又は第十条の納期及び第一項(法人の減価償却資産についての再評価税の納付)又は第五十三条第一項(個人の減価償却資産についての再評価税の納付)に規定する納期及び納期限とする。

別表甲 有形減価償却資産(鉱業の用に供するものを除く。)についての再評価倍数表

(一)

耐用年数		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
取得の時期															
明治 33 年 以 前														0.13	0.25
明 治 34 年														0.13	0.26
明 治 35 年														0.20	0.33
明 治 36 年													0.13	0.19	0.37

耐用年数				4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
取得の時期																	
明	治	37	年												0.12	0.23	0.41
明	治	38	年												0.17	0.27	0.43
明	治	39	年												0.16	0.32	0.47
明	治	40	年											0.10	0.20	0.34	0.49
明	治	41	年											0.11	0.26	0.41	0.61
明	治	42	年											0.16	0.32	0.48	0.74
明	治	43	年										0.11	0.16	0.37	0.57	0.83
明	治	44	年										0.10	0.20	0.40	0.60	0.95
明	治	45	年										0.15	0.24	0.43	0.71	1.0
大	正	2	年										0.15	0.29	0.52	0.81	1.2
大	正	3	年									0.10	0.20	0.35	0.65	0.99	1.4
大	正	4	年									0.10	0.25	0.44	0.74	1.2	1.6
大	正	5	年									0.13	0.25	0.45	0.73	1.1	1.5
大	正	6	年									0.14	0.26	0.42	0.68	1.0	1.4
大	正	7	年									0.13	0.23	0.37	0.62	0.89	1.2
大	正	8	年									0.12	0.22	0.36	0.58	0.88	1.2
大	正	9	年									0.13	0.26	0.40	0.62	0.88	1.2
大	正	10	年								0.12	0.22	0.38	0.62	0.92	1.3	1.8
大	正	11	年								0.15	0.27	0.49	0.73	1.2	1.6	2.1
大	正	12	年								0.17	0.34	0.57	0.86	1.3	1.8	2.4
大	正	13	年							0.10	0.21	0.39	0.64	0.99	1.5	2.0	2.6
大	正	14	年							0.15	0.29	0.47	0.80	1.2	1.8	2.4	3.1
大	昭	15	年							0.19	0.37	0.66	1.1	1.6	2.3	3.1	3.9
昭	和	2	年						0.12	0.25	0.50	0.84	1.4	2.0	2.8	3.7	4.7
昭	和	3	年						0.14	0.34	0.61	1.1	1.7	2.3	3.3	4.3	5.4
昭	和	4	年						0.20	0.43	0.80	1.3	2.0	2.8	3.9	5.1	6.3
昭	和	5	年					0.14	0.31	0.66	1.2	1.9	2.9	4.0	5.5	7.1	8.8
昭	和	6	年					0.21	0.49	0.98	1.8	2.7	4.1	5.6	7.6	9.7	12
昭	和	7	年					0.26	0.59	1.2	2.0	3.0	4.5	6.0	8.0	11	13
昭	和	8	年				0.10	0.29	0.68	1.3	2.1	3.2	4.6	6.1	8.2	11	13
昭	和	9	年				0.16	0.41	0.85	1.6	2.6	3.8	5.4	7.1	9.3	12	14
昭	和	10	年				0.22	0.53	1.1	1.9	3.1	4.5	6.3	8.2	11	12	16
昭	和	11	年				0.27	0.68	1.4	2.8	3.6	5.2	7.2	9.3	12	15	17
昭	和	12	年			0.10	0.32	0.76	1.5	2.4	3.7	5.2	7.1	9.0	12	14	16
昭	和	13	年			0.14	0.44	0.97	1.8	2.9	4.3	6.0	8.0	10	13	15	18
昭	和	14	年			0.19	0.55	1.2	2.1	3.3	4.8	6.6	8.7	11	14	16	19
昭	和	15	年			0.29	0.69	1.4	2.4	3.7	5.3	7.1	9.2	12	14	17	19
昭	和	16	年		0.11	0.37	0.91	1.8	2.9	4.4	6.1	8.0	11	13	15	18	20
昭	和	17	年		0.15	0.50	1.2	2.2	3.5	5.1	6.9	8.9	12	14	17	19	21

耐用年数		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
取得の時期															
昭和 18 年			0.23	0.69	1.5	2.7	4.2	5.9	8.0	11	13	15	18	20	23
昭和 19 年			0.33	0.89	1.7	3.2	4.7	6.6	8.7	11	14	16	18	21	23
昭和 20 年	1 月 - 3 月	0.10	0.42	1.1	2.1	3.4	5.0	6.8	8.7	11	13	15	18	20	22
	4 月 - 6 月	0.11	0.43	1.1	2.1	3.3	4.8	6.5	8.3	11	13	14	16	18	20
	7 月 - 9 月	0.12	0.45	1.1	2.1	3.3	4.7	6.3	8.0	9.8	12	14	16	17	19
	10 月 - 12 月	0.10	0.36	0.83	1.6	2.5	3.6	4.7	6.0	7.2	8.6	9.9	12	13	14
昭和 21 年	1 月 - 2 月	0.07	0.24	0.54	0.99	1.6	2.2	2.9	3.7	4.5	5.3	6.0	6.8	7.6	8.3
	3 月	0.05	0.18	0.40	0.73	1.2	1.6	2.1	2.7	3.2	3.8	4.3	4.9	5.4	5.9
	4 月 - 6 月	0.04	0.14	0.31	0.57	0.88	1.3	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.8	4.2	4.5
	7 月 - 9 月	0.04	0.14	0.30	0.53	0.81	1.2	1.5	1.9	2.2	2.6	3.0	3.3	3.7	4.0
	10 月 - 12 月	0.04	0.13	0.28	0.50	0.75	1.1	1.4	1.7	2.0	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6
昭和 22 年	1 月 - 3 月	0.04	0.13	0.28	0.49	0.73	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	2.8	3.1	3.4
	4 月 - 6 月	0.04	0.11	0.23	0.39	0.59	0.79	1.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6
	7 月 - 9 月	0.03	0.07	0.14	0.24	0.35	0.46	0.59	0.72	0.85	0.98	1.1	1.3	1.4	1.5
	10 月 - 12 月	0.02	0.06	0.11	0.19	0.27	0.36	0.46	0.56	0.65	0.75	0.84	0.94	1.1	1.1
昭和 23 年	1 月 - 3 月	0.02	0.06	0.12	0.19	0.27	0.36	0.45	0.54	0.63	0.73	0.81	0.90	0.97	1.1
	4 月 - 6 月	0.03	0.07	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.55	0.63	0.73	0.81	0.89	0.97	1.1
	7 月 - 9 月	0.02	0.04	0.08	0.13	0.18	0.23	0.28	0.34	0.39	0.44	0.49	0.54	0.59	0.63
	10 月 - 12 月	0.02	0.04	0.07	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.35	0.39	0.43	0.48	0.51	0.55
昭和 24 年	1 月 - 3 月	0.02	0.04	0.08	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50	0.53
	4 月 - 6 月	0.02	0.05	0.08	0.12	0.17	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.49	0.53
	7 月 - 9 月	0.02	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.26	0.30	0.34	0.38	0.42	0.45	0.49	0.52
	10 月 - 12 月	0.03	0.05	0.09	0.13	0.18	0.22	0.27	0.31	0.35	0.39	0.43	0.46	0.49	0.52
昭和 25 年	1 月 - 3 月	0.03	0.06	0.10	0.14	0.18	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.46	0.49	0.52
	4 月 - 6 月	0.03	0.06	0.10	0.15	0.19	0.24	0.28	0.33	0.37	0.41	0.44	0.47	0.51	0.53
	7 月 - 9 月	0.03	0.07	0.10	0.15	0.19	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.45	0.48	0.50
	10 月 - 12 月	0.03	0.07	0.10	0.14	0.19	0.22	0.26	0.30	0.33	0.37	0.39	0.42	0.45	0.47
昭和 26 年	1 月 - 3 月	0.04	0.07	0.10	0.14	0.18	0.22	0.26	0.29	0.32	0.35	0.38	0.40	0.43	0.45
	4 月 - 6 月	0.04	0.08	0.11	0.16	0.20	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.39	0.42	0.44	0.46
	7 月 - 9 月	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.25	0.29	0.32	0.35	0.38	0.41	0.44	0.46	0.48
	10 月 - 12 月	0.05	0.09	0.14	0.18	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.40	0.43	0.45	0.48	0.50
昭和 27 年		0.06	0.11	0.15	0.20	0.24	0.28	0.32	0.36	0.39	0.42	0.44	0.47	0.49	0.51

(二)

耐用年数		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年
取得の時期															
明治 33 年 以 前		0.38	0.57	0.81	1.1	1.6	2.1	2.5	3.2	3.9	4.7	5.7	7.8	11	15
明治 34 年		0.49	0.65	0.98	1.3	1.9	2.4	2.9	3.8	4.5	5.4	6.5	8.8	12	16
明治 35 年		0.52	0.78	1.1	1.5	2.0	2.6	3.2	4.0	4.8	5.8	6.9	9.4	13	17
明治 36 年		0.55	0.85	1.2	1.5	2.2	2.8	3.3	4.2	4.9	5.9	7.1	9.5	13	17

耐用年数				18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年
取得の時期																	
明	治	37	年	0.64	0.87	1.3	1.6	2.3	2.9	3.4	4.4	5.2	6.1	7.3	9.8	13	18
明	治	38	年	0.65	0.97	1.3	1.7	2.4	3.0	3.5	4.4	5.3	6.3	7.4	9.8	13	18
明	治	39	年	0.73	1.1	1.5	1.8	2.5	3.2	3.8	4.7	5.6	6.6	7.8	11	14	18
明	治	40	年	0.78	1.2	1.5	1.9	2.6	3.3	3.9	4.8	5.7	6.7	7.9	11	14	18
明	治	41	年	0.91	1.4	1.8	2.2	3.0	3.8	4.4	5.5	6.5	7.6	8.9	12	16	20
明	治	42	年	1.2	1.6	2.0	2.5	3.5	4.3	5.1	6.3	7.4	8.6	11	14	17	22
明	治	43	年	1.3	1.8	2.3	2.8	3.8	4.8	5.5	6.8	8.0	9.3	11	14	18	24
明	治	44	年	1.4	1.9	2.5	3.0	4.1	5.0	5.9	7.2	8.4	9.7	12	15	19	24
明大	治正	45元	年	1.5	2.0	2.6	3.2	4.3	5.3	6.1	7.5	8.7	10	12	15	19	25
大	正	2	年	1.7	2.3	2.9	3.5	4.8	5.8	6.7	8.2	9.5	11	13	16	21	26
大	正	3	年	2.0	2.7	3.5	4.1	5.6	6.8	7.8	9.4	11	13	15	19	23	29
大	正	4	年	2.3	3.0	3.9	4.6	6.1	7.4	8.5	11	12	14	16	20	25	31
大	正	5	年	2.1	2.8	3.6	4.2	5.6	6.7	7.7	9.2	11	13	14	18	22	27
大	正	6	年	1.9	2.5	3.2	4.0	5.0	5.9	6.8	8.1	9.2	11	12	15	19	23
大	正	7	年	1.7	2.2	2.7	3.4	4.2	5.0	5.7	6.7	7.7	8.7	9.9	13	16	19
大	正	8	年	1.6	2.0	2.5	3.1	3.8	4.5	5.1	6.1	6.9	7.8	8.8	11	14	17
大	正	9	年	1.6	2.1	2.6	3.2	3.9	4.6	5.1	6.0	6.8	7.7	8.7	11	13	16
大	正	10	年	2.4	3.0	3.7	4.5	5.5	6.5	7.3	8.6	9.6	11	13	15	18	22
大	正	11	年	2.8	3.5	4.3	5.2	6.3	7.3	8.2	9.6	11	13	14	17	20	24
大	正	12	年	3.1	3.9	4.7	5.7	6.9	8.0	8.9	11	12	13	15	18	21	25
大	正	13	年	3.4	4.2	5.1	6.1	7.3	8.5	9.5	11	13	14	16	19	22	26
大	正	14	年	3.9	4.9	5.8	7.0	8.3	9.6	11	13	14	16	17	20	24	29
大昭	正和	15元	年	5.0	6.2	7.4	8.8	11	12	14	16	17	19	21	25	29	34
昭	和	2	年	6.0	7.4	8.7	11	13	14	16	18	20	22	24	28	33	39
昭	和	3	年	6.8	8.3	9.7	12	14	16	17	20	21	23	26	30	35	41
昭	和	4	年	7.9	9.6	12	14	16	18	19	22	24	26	29	33	39	45
昭	和	5	年	11	14	16	18	21	24	26	29	32	35	38	44	50	58
昭	和	6	年	15	18	21	24	28	31	34	38	41	44	48	56	64	73
昭	和	7	年	16	18	21	24	28	31	33	37	40	44	47	54	62	71
昭	和	8	年	15	18	21	23	27	30	32	36	38	42	45	51	58	66
昭	和	9	年	17	20	23	26	29	32	35	38	41	44	48	54	61	69
昭	和	10	年	19	22	25	28	31	35	37	41	44	47	51	57	64	72
昭	和	11	年	21	24	27	30	33	37	39	43	46	49	53	59	66	74
昭	和	12	年	19	22	25	27	31	33	36	39	41	44	47	53	58	65
昭	和	13	年	21	24	26	29	32	35	37	40	43	46	49	54	59	66
昭	和	14	年	21	24	27	29	32	35	37	40	42	45	48	53	58	64
昭	和	15	年	22	24	27	29	32	34	36	39	41	44	46	51	56	61
昭	和	16	年	23	25	28	30	33	36	37	40	42	45	47	51	56	61
昭	和	17	年	24	26	29	31	34	36	38	41	43	45	47	51	55	60

耐用年数		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年
取得の時期															
昭和 18 年		25	28	30	32	35	37	39	41	43	45	48	51	55	59
昭和 19 年		25	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	49	52	56
昭和 20 年	1 月 — 3 月	24	26	27	29	31	33	34	36	38	39	41	43	46	49
	4 月 — 6 月	22	24	25	27	29	30	32	33	35	36	37	40	42	45
	7 月 — 9 月	21	23	24	26	27	29	30	31	32	34	35	37	40	42
	10 月 — 12 月	15	17	18	19	20	21	22	23	24	24	25	27	29	30
昭和 21 年	1 月 — 2 月	9.0	9.7	11	11	12	13	13	14	14	15	15	16	17	18
	3 月	6.4	6.9	7.4	7.8	8.3	8.7	9.0	9.4	9.8	11	11	12	12	13
	4 月 — 6 月	4.9	5.3	5.7	6.0	6.4	6.7	6.9	7.2	7.5	7.8	8.0	8.5	9.0	9.6
	7 月 — 9 月	4.4	4.7	5.0	5.3	5.6	5.8	6.0	6.3	6.5	6.8	7.0	7.4	7.8	8.3
	10 月 — 12 月	3.9	4.2	4.4	4.7	4.9	5.2	5.4	5.6	5.8	6.0	6.2	6.5	6.9	7.3
昭和 22 年	1 月 — 3 月	3.6	3.9	4.1	4.3	4.6	4.8	4.9	5.2	5.3	5.5	5.7	6.0	6.3	6.7
	4 月 — 6 月	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5	3.7	3.8	4.0	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.1
	7 月 — 9 月	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.7	2.8
	10 月 — 12 月	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.1
昭和 23 年	1 月 — 3 月	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	4 月 — 6 月	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	7 月 — 9 月	0.67	0.71	0.74	0.78	0.82	0.85	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.1	1.1	1.2
	10 月 — 12 月	0.59	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.89	0.93	0.97
昭和 24 年	1 月 — 3 月	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.81	0.85	0.89	0.92
	4 月 — 6 月	0.56	0.59	0.61	0.64	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.83	0.86	0.90
	7 月 — 9 月	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.69	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.84	0.87
	10 月 — 12 月	0.55	0.58	0.61	0.63	0.66	0.68	0.70	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.83	0.87
昭和 25 年	1 月 — 3 月	0.55	0.57	0.60	0.62	0.65	0.67	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75	0.78	0.81	0.84
	4 月 — 6 月	0.56	0.59	0.61	0.63	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.82	0.85
	7 月 — 9 月	0.53	0.55	0.57	0.59	0.61	0.63	0.65	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.76	0.79
	10 月 — 12 月	0.49	0.52	0.54	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70	0.73
昭和 26 年	1 月 — 3 月	0.47	0.49	0.51	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68
	4 月 — 6 月	0.48	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.67	0.69
	7 月 — 9 月	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.61	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70
	10 月 — 12 月	0.52	0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64	0.65	0.67	0.69	0.71
昭和 27 年		0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72

(三)

耐用年数		36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
取得の時期															
明治 33 年 以前		17	24	25	34	36	46	58	61	69	73	82	98	110	124
明治 34 年		18	26	28	37	39	50	63	66	75	79	89	105	118	133
明治 35 年		19	27	29	39	41	51	65	68	77	81	91	108	121	135
明治 36 年		19	27	29	38	41	51	63	67	75	79	89	105	117	131

耐用年数				36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
取得の時期																	
明	治	37	年	20	28	29	38	41	51	63	66	74	78	87	103	115	128
明	治	38	年	20	27	29	38	40	49	61	65	72	76	84	99	110	123
明	治	39	年	20	28	29	38	41	50	62	65	72	76	85	99	110	123
明	治	40	年	20	27	29	38	40	49	60	63	70	74	82	95	106	117
明	治	41	年	22	30	32	41	43	53	65	68	75	79	88	102	113	125
明	治	42	年	25	33	35	45	47	58	71	74	82	86	95	110	122	135
明	治	43	年	26	35	37	47	49	60	73	76	84	89	97	113	124	137
明	治	44	年	27	36	37	48	50	60	73	77	84	89	97	112	123	136
明	大	治	45	27	36	37	47	50	60	72	76	83	87	95	110	120	132
大	正	2	年	29	38	40	50	52	63	75	79	86	90	99	113	124	135
大	正	3	年	32	42	44	55	57	69	82	86	94	98	107	122	133	146
大	正	4	年	34	44	46	57	60	71	84	88	96	100	110	125	136	148
大	正	5	年	30	38	40	50	52	61	73	76	83	86	94	107	116	126
大	正	6	年	25	32	34	42	43	51	60	63	68	71	77	88	95	103
大	正	7	年	21	26	27	34	35	41	48	50	54	57	61	69	75	81
大	正	8	年	18	23	24	29	30	35	41	43	46	48	52	58	63	68
大	正	9	年	17	22	23	28	29	34	39	41	44	45	49	55	59	64
大	正	10	年	24	30	31	38	39	45	53	55	59	61	66	73	79	85
大	正	11	年	26	32	34	40	42	48	56	58	62	65	70	77	83	89
大	正	12	年	27	34	35	42	43	50	57	59	64	66	71	79	84	90
大	正	13	年	28	35	36	42	44	50	58	60	64	66	71	78	84	90
大	正	14	年	31	37	39	46	47	54	62	64	68	70	75	83	89	95
大	昭	正	15	37	45	46	54	56	64	72	75	80	82	88	97	103	110
昭	和	2	年	41	50	51	60	62	70	79	82	87	90	96	105	112	119
昭	和	3	年	44	52	54	63	65	73	82	95	90	93	98	108	114	121
昭	和	4	年	48	57	59	68	70	79	88	91	96	99	105	114	121	128
昭	和	5	年	62	73	75	87	89	100	112	115	121	125	132	143	152	160
昭	和	6	年	78	91	94	108	111	123	138	141	149	153	162	175	185	195
昭	和	7	年	75	87	90	102	105	117	129	133	140	143	151	163	172	181
昭	和	8	年	69	81	83	94	96	107	118	121	127	130	137	147	155	162
昭	和	9	年	73	84	86	97	99	109	120	123	129	132	139	149	156	164
昭	和	10	年	75	87	89	100	102	112	122	125	131	134	140	150	157	165
昭	和	11	年	77	88	90	101	103	112	123	125	131	134	140	149	159	162
昭	和	12	年	68	77	79	87	89	97	105	108	112	114	119	127	132	138
昭	和	13	年	69	77	79	87	89	96	104	106	110	113	117	124	129	134
昭	和	14	年	66	74	76	83	85	91	98	100	104	106	110	116	121	125
昭	和	15	年	63	70	71	78	79	85	92	93	97	98	102	107	111	115
昭	和	16	年	63	69	71	77	78	83	89	91	94	95	98	103	107	110
昭	和	17	年	61	68	69	74	75	80	86	87	90	91	94	98	101	105

耐用年数		36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
取得の時期															
昭和 18 年		61	67	68	73	74	79	83	85	87	88	91	95	98	101
昭和 19 年		58	63	63	68	69	73	77	78	80	81	83	87	89	91
昭和 20 年	1 月 — 3 月	50	54	55	59	59	62	66	66	68	69	71	73	75	77
	4 月 — 6 月	46	50	50	53	54	57	60	60	62	63	64	66	68	70
	7 月 — 9 月	43	46	47	50	50	53	55	56	57	58	59	62	63	65
	10 月 — 12 月	31	33	34	36	36	38	40	40	41	42	43	44	45	46
昭和 21 年	1 月 — 2 月	19	20	20	21	22	23	24	24	24	25	25	26	27	27
	3 月	13	14	14	15	15	16	17	17	17	17	18	18	19	19
	4 月 — 6 月	9.8	11	11	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	15
	7 月 — 9 月	8.5	9.1	9.2	9.7	9.8	11	11	11	11	12	12	12	12	13
	10 月 — 12 月	7.5	8.0	8.0	8.5	8.6	8.9	9.3	9.4	9.6	9.7	10	11	11	11
昭和 22 年	1 月 — 3 月	6.8	7.3	7.3	7.7	7.8	8.2	8.5	8.6	8.8	8.9	9.0	9.3	9.5	9.7
	4 月 — 6 月	5.2	5.5	5.6	5.9	5.9	6.2	6.4	6.5	6.6	6.7	6.9	7.0	7.2	7.3
	7 月 — 9 月	2.9	3.1	3.1	3.3	3.3	3.4	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1
	10 月 — 12 月	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0
昭和 23 年	1 月 — 3 月	2.0	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8
	4 月 — 6 月	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7
	7 月 — 9 月	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6
	10 月 — 12 月	0.99	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4
昭和 24 年	1 月 — 3 月	0.94	0.99	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
	4 月 — 6 月	0.91	0.96	0.97	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	7 月 — 9 月	0.89	0.93	0.93	0.97	0.98	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
	10 月 — 12 月	0.88	0.92	0.93	0.96	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
昭和 25 年	1 月 — 3 月	0.85	0.89	0.90	0.93	0.94	0.97	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	4 月 — 6 月	0.86	0.90	0.91	0.94	0.95	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	7 月 — 9 月	0.80	0.83	0.84	0.87	0.87	0.90	0.92	0.93	0.94	0.94	0.96	0.98	0.99	1.0
	10 月 — 12 月	0.74	0.77	0.77	0.80	0.80	0.82	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.89	0.91	0.92
昭和 26 年	1 月 — 3 月	0.69	0.71	0.72	0.74	0.74	0.76	0.78	0.79	0.80	0.80	0.81	0.83	0.84	0.85
	4 月 — 6 月	0.70	0.72	0.73	0.75	0.76	0.77	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85
	7 月 — 9 月	0.71	0.73	0.74	0.76	0.76	0.78	0.80	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86
	10 月 — 12 月	0.72	0.74	0.75	0.77	0.77	0.79	0.81	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87
昭和 27 年		0.73	0.75	0.76	0.78	0.78	0.80	0.82	0.82	0.83	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、当該資産の耐用年数のこの表の直近の長い耐用年数を当該資産の耐用年数とみなして、この表を適用する。

別表乙 無形減価償却資産(鉱業権を除く。)についての再評価係数表

種類	取得の時期	実用新案権 及び意匠権	漁業権、 特許権、 営業権	電利 供給用 商標	ガス 施設 水	利権	専用 軌道 利権	線路 及 利権
昭和3年								3.9
昭和4年								14
昭和5年								29
昭和6年								48
昭和7年								56
昭和8年								59
昭和9年								69
昭和10年								78
昭和11年								85
昭和12年								78
昭和13年						12		82
昭和14年						21		81
昭和15年						28		79
昭和16年						35		80
昭和17年				1.6		40		79
昭和18年				12		45		79
昭和19年				19		46		74
昭和20年	1月—3月			23		44		64
	4月—6月			22		40		59
	7月—9月			22		38		55
	10月—12月			17		28		39
昭和21年	1月—3月			11		17		23
	3月			7.3		12		17
	4月—6月			5.6		9.0		13
	7月—9月			5.1		7.9		11
	10月—12月			4.7		7.0		9.3
昭和22年	1月—3月			4.4		6.5		8.5
	4月—6月			3.5		5.0		6.5
	7月—9月			2.0		2.8		3.6
	10月—12月			1.5		2.1		2.7
昭和23年	1月—3月		0.36	1.5		2.0		2.5
	4月—6月		0.43	1.5		2.0		2.4
	7月—9月		0.30	0.87		1.2		1.5
	10月—12月		0.30	0.76		0.99		1.3
昭和24年	1月—3月		0.32	0.74		0.94		1.2
	4月—6月		0.34	0.73		0.92		1.1
	7月—9月		0.36	0.72		0.89		1.1
	10月—12月		0.39	0.73		0.89		1.1
昭和25年	1月—3月		0.40	0.72		0.87		1.1
	4月—6月		0.43	0.73		0.88		1.1
	7月—9月		0.43	0.69		0.81		0.94
	10月—12月	0.13	0.41	0.64		0.75		0.86
昭和26年	1月—3月	0.15	0.41	0.61		0.71		0.80
	4月—6月	0.19	0.43	0.62		0.72		0.81
	7月—9月	0.22	0.46	0.64		0.73		0.82
	10月—12月	0.26	0.48	0.66		0.74		0.83
昭和27年		0.30	0.51	0.68		0.76		0.84

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。

2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十一日までに再評価法第四六条第一項(個人の減価償却資産の再評価の申告)の規定による申告書を提出しなければならぬ場合において、当該相続人が所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九条第一項若しくは第三項

(死亡の場合の申告)又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条第一項(相続税の申告書)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、その提出期限は、これらの所得税法又は相続税法の規定にかかわらず、同日までとする。

3 所得税法の一部を次のように改正する。
第十条の四第二項第二号中「再評価額(再評価を二回行ったときは、二回目の再評価額)」を「再評

価額(再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額)」に改める。

4 資産再評価法の一部を次のように改正する。
第二百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他この法律の施行」に改める。

5 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項中「五百万円」

を「千万円」に、「合計額を附記」を「合計額(最低限度以上の再評価を行なかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第三条の規定に基づいて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基づく再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減価償却資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額)を附記」に改める。

○山本委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。内田常雄君。
○内田委員 本日は政府から提案にかかります中小企業の資産再評価の特例に関する法律案につきまして、特に大蔵委員長のほかからいって、われわれ商工委員会におります委員をして審査に参画せしめていただきましたことをまづお礼を申し上げます。
この法律案は、中小企業の経営に貢献せしめることを目的としたしておると考えられますと同時に、税の問題なども含んでおりまして、私ども商工委

次、三次の一連のものに乗りおくれたというようなことがございますから、比較する場合にも、単に第三次の場合だけを御比較になるとのはいかがやというふうに考えます。一次から三次までを通じての誠価償却資産についての再評価税の実効税率を調べてみますと、三・三％というようなことになります。いろいろな見方はござい

いですが、総じておぼえて、二%という税率は、私どももいたしましては、おっしゃるような観点も十分検討して、中小企業なるがゆえになるべく温和な税率でという気持で御提案いたしましたようなわけで、これは立案の経過におけるいろいろなニュース等をござんいただいたいて御了解いただいておりますとは思いますが、中小企業に極力やりやすくするようにというような気持を入れて、二%という税率をお願いいたした次第でございます。

○内田委員　せっかくの御説明でありますけれども、まだ必ずしも納得ができません点もございます。実は、私は与党の委員といたしまして、この法律案が国会に上程せられるに先だちまして、政府の原案は税率三%ということであったのでありますけれども、それを私どもが極力引き下げようというところで、二まで下った経緯があるののであります。今主税局長は、昭和二十

五年に行なった第一次から、昭和二十九年に行われた第三次までの資産再評価の場合の税率を平均してみると、三%以上になるというふうなお話でありますけれども、ただここで考えなければならぬのは、なぜ中小企業というものが、せっかく昭和二十五年から行われた資産再評価というものに乗っ

てこなかったか。おそらく今度の法律というものは、中小企業者にもう一ぺん資産再評価の機会を与えて、中小企業者の経営を適正にし、これを育成しようというものでありましようけれども、とにかく今まで中小企業者は、一次、二次、三次に乘ってこなかった。乗ってこなかったというところは、なかなか乗れなかったという面があるものでありまして、元来中小企業者は非常に利益が少い、あるいは欠損であるというふうなことでありまして、うっかり資産再評価をいたしましたも、償却ができないう。償却をすれば、会社が欠損になってしまう。またさらに再評価税を取られるというものでありまして、乗らなくとも乗れなかったというところのために、今日までおくれましてきたことを考えますと、ここで中小企業者にもう一ぺんせつかくの機会を与えようという政府の親心がありますならば、過去は過去として、中小企業者を乗せるために、乗せやすい制度を考えてやらなければ、今度の法律がまた死文に終ってしまう。とうとう中小企業者というものは永久に資産再評価ができなかった、そして企業経営の適正というものが得られなかったということになつては何にもなりませんので、ここで政府がせつかくこの法律案まで出そうとするならば、ある程度まで思い切つて税率を上げてこそ、いい政府、国民のための政府とほめられることにもなると思います。そこで私がお尋ねいたしましたように、またお答えがありました。この法律が税金を取るということを目的としないというのであるならば、もう一度御研究になって、二%というものを、さらに一%に引き

下げるとか、あるいは一%ができなければ一・五%にすることがいいかどうかというところについて、私は与党委員ですから、これ以上は申しませんけれども、これは一つさらに御研究願いたいと思うのであります。

次にお尋ねしたいことは、この税率が二%でありますために、これを納める納期というものを二カ年にして、一年に一%ずつ納めさせるということ、これはいかにものみやすくなつておるようでありまして、過去の例を調べてみますと、第三次の強制再評価の場合には、納期限が五カ年の分納となつておりました。また昭和二十五年の第一次の再評価につきましても、納期限は三年間の分納というところになつておつたのでありまして、これを今回は二カ年というもので、三年ないし一年短縮をしておるのであります。おそらく政府は、税率が二%だから、一%づつ納めれば世話はない、こういうふうな見解でありましようけれども、今日の中小企業者の経営の内容と割り切れたものではないのでありまして、毎年分けて納めるにいたしましたとしても、一%よりも〇・五%にした方がまだ納めやすい、ぜひそう願いたい、こういう希望も多々あるものでありまして、この点、二年を三年とか五年とか延ばす方が適當ではないとも考えますが、これに対する政府の御見解はいかがですか。

○原政府委員 お話しの通り、第一次、第二次においては、三年または五年というような期間を設けておりますが、今回二年でお納めいただくようになり、というように考えましたのは、再評価

自体としては一応終つておる、今回やるのは中小企業であつて、そのために税率も軽くする、それから手続もなるべく簡単にしたい、税務の方におきましても、相当やはり手数があるわけでありまして、手数をなるべく少なくする、納税者側も税務の側も少くするということにいたさざるを得ないのではないかと、この二カ年に考えたわけでありまして、翻つて中小企業が再評価いたしました場合の税の関係を考えましても、中小企業でありますから、あまり長い年数の資産をよけい持つておるということが、大企業の場合に比べると少いように思ひます。せいぜい十五年とか二十年とか、そのくらいの平均だろうと思ひますが、そのくらいのところであれば、税金の負担が非常に大きいのであります。二十年の資産にいたしましても、定率法ですと一割の償却ができますから、再評価で百万円ふやしましても十萬圓償却がふえる。それに對して一%、百万圓の一%を一年で納めるという、一萬圓の税であります。四割方は軽くなるわけで、その十萬圓のような意味で、簡単にやるために、二年で一%ずつお納めいただくというところをお願ひしても差しつかえないじゃないかというふうに考えたわけでありまして、いろいろな年数の資産を持つておる場合があるとは思ひますが、概して申し上げまして、ただいまあげました例というのは、平均の耐用年数として短かいものではないかという、むしろ若干長いものではないかという感じがいたしました。仕事をなるべく簡単に片をつけて参るというふうなことから申しまして、二年でお納め願つて

よろしいのではないかというふうに考へて御提案申し上げておるような次第でございます。

○内田委員 資産再評価を中小企業にさせまして、償却を多くして法人税を安くするというところは、実は恩恵ではないと私は考えます。今日、中小企業の減価償却資産の簿価というものは非常に低い、一千万圓の資産を持つておつても、簿価は百万圓にしかならないというところでありまして、それに対する償却というものは、今までの建前でやれば、幾ら償却をいたしましても一千万圓の現貨資本の回収というものはできなうなから、この回収を可能ならしめるために、資産再評価というものをやらせるのであります。償却が多くなれば税金が安くなるのは当然でありまして、そつちで利益があるから再評価差益税の方を取つてもいいのではないかと、幾ら税金であるから一方において高く減る分があるから一方において高くする、差引きして減る方が多いということとはわかり切つたことでありますけれども、この二つは比較してみることのできない性質のものではないかと思ひます。またたとい幾らの再評価差益税でありましても、二年で納めるよりも、中小企業者としては三年なり五年なりで納めた方が楽でありまして、またぜひそうしてもらわなければならぬという実情の企業も多うございまして、この点も、私は当委員会の今後審査に於ける課題として申し上げておきますので、さらに政府におきまして十分御研究の上で、大企業その他の企業につきまして一たん許されたこと

このの延納の年限の三年、五年というものがありまして以上、ここで単に税金徴収の便宜から二年に縮めるといふようなことをなさることがいいか悪いかなんか問題があるようでありまして、仏作つて魂を入れずといひます。か、せつかくいいことをしながら、その政府のいい施策が中小企業者全体から理解されないようなことをなされたい方が、政府のためにも、またわが自由民主主義のためにも一番いいと私は考へるものであります。

次に進みます。その次にお伺ひしたいのは、従来の資産再評価の場合におきましては、再評価の結果減価償却が多くなる、もちろん減価償却が多くなると税金が減つてありがたいことでありまうけれども、減価償却が多くなりまう結果、会社が利益が一つも出ない、場合によっては欠損になるというふうなことも、今の中小企業の苦しい状態においてはいろいろあるのであります。さうな場合においては、計算上は再評価差益が出ますけれども、これに對して政府原案によりまして、二%の税金というものをすぐ取るのも酷いように思ひますのでありまして、従来の例にありまうように、さうな場合には、再評価税の徴収というものは延期してやるというところを考へてもいいんじゃないか。従来の第一次から第三次までの例によりまして、大へんむずかしい計算をして、会社が利益が出るけれども、その税金の減り方と別に納める再評価税との額を比べまして、そして再評価税の額が多くなる部分だけを後年度に繰り越すというふうなことをやつておられたわけでありまして、

このの延納の年限の三年、五年というものがありまして以上、ここで単に税金徴収の便宜から二年に縮めるといふようなことをなさることがいいか悪いかなんか問題があるようでありまして、仏作つて魂を入れずといひます。か、せつかくいいことをしながら、その政府のいい施策が中小企業者全体から理解されないようなことをなされたい方が、政府のためにも、またわが自由民主主義のためにも一番いいと私は考へるものであります。

次に進みます。その次にお伺ひしたいのは、従来の資産再評価の場合におきましては、再評価の結果減価償却が多くなる、もちろん減価償却が多くなると税金が減つてありがたいことでありまうけれども、減価償却が多くなりまう結果、会社が利益が一つも出ない、場合によっては欠損になるというふうなことも、今の中小企業の苦しい状態においてはいろいろあるのであります。さうな場合においては、計算上は再評価差益が出ますけれども、これに對して政府原案によりまして、二%の税金というものをすぐ取るのも酷いように思ひますのでありまして、従来の例にありまうように、さうな場合には、再評価税の徴収というものは延期してやるというところを考へてもいいんじゃないか。従来の第一次から第三次までの例によりまして、大へんむずかしい計算をして、会社が利益が出るけれども、その税金の減り方と別に納める再評価税との額を比べまして、そして再評価税の額が多くなる部分だけを後年度に繰り越すというふうなことをやつておられたわけでありまして、

このの延納の年限の三年、五年というものがありまして以上、ここで単に税金徴収の便宜から二年に縮めるといふようなことをなさることがいいか悪いかなんか問題があるようでありまして、仏作つて魂を入れずといひます。か、せつかくいいことをしながら、その政府のいい施策が中小企業者全体から理解されないようなことをなされたい方が、政府のためにも、またわが自由民主主義のためにも一番いいと私は考へるものであります。

それは私は大へんめんどうだと思ひます。中小企業にとりまして、めんどう過ぎて必ずしもありがたいこととは思ひませんし、その通りやってくれとは思ひます。再評価の結果、会社法人所得が出ない、あるいは欠損になるという場合には、税法上利益が出ていないのに再評価税だけは毎年取るというのではどうかと思ひます。前回の通りでなくてよろしいから、私が今申し上げたような考え方のもとに、さような場合には延納の制度を認めるということが考えられるべきだと思ひますが、政府はいかにお考えでございますか。

○原政府委員 その点も考えたのであります。事務を簡便に早く片をつけるというのをまず考えましたことと、税率もごく低率であるということから、お話しのような延納の規定を入れて処理する必要があるかどうかと考へて御提案申しているような次第であります。

お話しのような企業が、二十八年、二十九年にもチャンスがあつて、二十八年はまだだですが、二十九年はかなりディスインフレーション政策で経済界も沈んだときでありますから、當時は利益が出なかつた。また三年たつて、今は非常に景気がいいときであります。今、非常に利益の出ないところがあると思ひます。あると思ひますが、大体において当時もお話しの出ないというところがあると思ひます。ケースに当ると思ひます。再評価をしていただく場合に、税務の側としてはかなり心配があるのでございます。資産の再評価法では、あまり

そういう大なる資産については、フルに再評価されると、実際は値打がないいわゆる陳腐化という形で――むしろ税務署が陳腐化を判定して頭を押さえることができるような制度がずっと再評価の系列に入つておりますが、そういうような問題にもなつて参ります。まあ前後二回と申しますか、二十八年、二十九年、三十二年と、すべてにマイナスだという企業でないとお話しのようなことが起らぬというように、また税率も、先ほど来申しましたように、当初の六％から比へますとずっと軽くなつております。そういうようなわけで、すべてを簡便に手つとり早く済ましてしまふような配慮をからめまして、実はこういう案をお願いいたしてゐる次第なのでござい

○内田委員 少し話が違ふように思ひます。過去三回の資産再評価の際、経済界は不況であつて、中小企業などは、今までのような法律を出されておりましたが、なかなか再評価に飛びつけない。しかしお話しのように、昨年くらいから中小企業もだんだんよくなつてきてゐるところもありま

までもなく減価償却が多くなりますから、法人所得というものはやっぱり出てこないものが出てくるのじゃないか。これは今お話しのように、昭和二十五年以来、昭和二十九年にも事業内容が悪かつた、今のようないふ傾向に向つてゐるような中小企業の法人は、はしにも棒にもかからぬというところとではなしに、中小企業に対して政府もいろいろ施策をやつてゐる、中小企業金融のめんどうも見れば、一般的に法人税や所得税の減税のなされておられる。また国内の経済動向も、当分は高原景気が続いて、だんだん中小企業にもそれが回つてくることを私は期待してゐる。さればこそ、こういう時期にもう一度再評価の機会を与えて、そ

して減価償却を多くせしむるということとは大へんいいことだと思ひます。それはそれをやつた結果、帳簿上やはり法人所得が出ないという際に、これは減価償却でありまゝから、償却分は社内留保となつて残は会社にある、あるいは会社の資産がそれだけ他の形において充実にするということではありま

を作るようなことを政府がやつてはだめでありまして、国民経済の事態というものは、これは御承知のように、中小企業者からでき上つておるのでありますから、中小企業者が食へるようなしなない限り、今日の八千億、九千億というような税金はとうてい取れないのでありますから、政府の施策よろしきを得て、今は減価償却をこの法律の成立によつて多くして、再評価税は繰り延べますけれども、それは必ず再評価後においても中小企業法人が利益を出して、りっぱに再評価税を納められるというような政策をやつていただかなければならぬし、またわれわれ議員もそれをやろうとしておるのでありますから、その点はどう一度反省になつて、さような法人利益が出ない場合には、再評価税の徴収を後年度に繰り延べるといふことにつぎましてお考えを

いたしたいと思ひます。さらにまた、これは同じような形でもありますけれども、再評価後の法人が再評価差益といふものを積み立てる、ところがその後いろいろな事情で会社の借方方に欠損が出て、再評価積立金を取りくずしてその欠損を埋めなければならぬといふような場合には、これは一時は再評価税を課せられるような形になりまして、その分は再評価税を免除するといふような取り扱ひがあつてし

ありまして、中小企業を代表する大蔵大臣のようになつておると聞いておりますから、きつといひ答弁をされると思ひますが、その池田大蔵大臣に率いられた政府委員の諸君におきまして、この点もあわせ考へられ、また委員長においても、かような問題を私が提起をしたことを銘記していただきたいと思ひます。

次の問題は地方税であります。固定資産税の問題であります。資産再評価をいたしますと、当然その会社の資産の簿価は引き上げられます。今日の地方税法によりますと、固定資産税といふものは簿価主義になつておたはずでありまして、そこで資産再評価をした結果、一方では法人所得税は助かるけれども、他方において固定資産税が大幅に課せられるということになつたのでは何にもならないのであります。もしそういうことになるならば、こういう法律を作りまして、中小企業者は寄つてこれとせん。うっかりこれをやると、法人税は安くなるけれども、地方税で高く取られるということになりますと何にもならないのでありますから、この固定資産税につきましては、これは一時に多くを取られないといふような、そこに何らかの緩和規定があつてしかるべきだと思ひます。現に第三次までの資産再評価の場合には、さような規定があつたと記憶いたします。固定資産税の課税標準につきましては、これはその後の税制の改正や進歩によりまして、いろいろ今後とも変わるであらうけれども、これは変わるか変らぬか、變つてみなければわからぬし、また全部変わるまでの間は、今後変わるだらうといふような想像

では、やはり中小企業者はそちらの税、固定資産税が引き上げになることをおそれてなかなかの再評価法の恩恵に浴せたいということになるのであるが、その点はどうかお考えでありますか。なぜ従来の一般的な資産再評価の際にあった固定資産税の特例に關する事項を、今回はこの法律案の中に盛り込んでいないのか、この点の御説明をいただきたいと思ひます。

○原政府委員 たいだいまの点は、先日来いろいろ話が出ておりますので、実情を調べてみました。調べてみましたところが――近辺で調べましたので、全国どこでもというわけに参りませんけれども、固定資産税の評価におきまして、償却資産の評価がどうなっているかということ調べてみますと、時価で評価するという原則になり忠実に従つておられるようであります。つまり再評価ベースを十分とっている。むしろそれよりも場合によつて高い場合も若干はあるというような例もありまして、ずっと取得価格をそのまま記載している場合の簿価によつていふところではむしろ少いような実情であります。そうなりますと、むしろそのベースでやっているといたしますれば、再評価した場合に、それが固定資産税の負担に何らか非常に大きな増額をもたらすようなことはないのではな

いかというふうなところが、実はただいま調べました限りのところでは出てくるのです。実は、もう少し広く調べなければいかぬ問題でございますが、そういうようなことでございますが、これは、実は主管が自治庁でありますから、自治庁の方も御提案申して

る線でお願ひできぬものであらうか。前回は強制というようなことがありましたが、たしか三年間でございましたが、据え置くというようなことになつておりますが、その後一切の固定資産税の基本課税標準の評価がそうなつていくことでもありますので、また強制の場合に比べまして、今回は強制的にそれと歩調を合せる、ちよいとど期的に歩調が合うということになりますので、なお研究はいたしてみたいと思ひますが、一応たいだいまそんなような感じでおる次第であります。

○内田委員 たいだいま御説明のようにな、全国における公共団体の固定資産税の課税標準が、簿価ではなくしに時価主義によつていふことであることとありますならば、お話の通りであります。が、これは、おそらく各種地方公共団体によつてまちまちであらうと思ひます。今までは簿価またはそれに近い課税標準で固定資産税を取られておつたが、今度資産再評価をした結果は、固定資産税が非常に高くなるというやうなところもあるのではないかと、これを私も心配をいたします。もしかりに主税局長の御説明のように、現在においても、固定資産税というのは再評価後の資産価額と同じ課税標準において取られていふことであるれば、それはけっこうであります。今私が申し述べましたような再評価後における中小企業法人が、その固定資産税の納付については従前の税金の額を最高限とするというやうな規定を置きましたも、決して害にはならないのでありますから、この辺は、今お話しのように、もう少し御研究の上、害もなければ安心をさせた方がいひのであります。この法律の趣旨が、何べんも申しますように、せつかく中小企業に對して最後の資産再評価の機会を与えて、経営の健全化を期しようといふことでありますから、なるべく多くの中小企業者、なるべくではない、ほんとうに百パーセントの中小企業者がこの法律の適用を受けられるようにせひしたいものと思ひますので、御研究願ひたいと思ひます。

次に御尋ねしたいことは、今回の中小企業に對する資産再評価の特例法におきましては、再評価の対象といふものを減価償却資産だけに限つていふやうであります。機械でありますとか、あるいは家屋でありますとかといふことになつていふのであります。いわゆる事業用資産といふは、土地でありますとか、あるいは立木でありますとか、そういうものにつきましては、たとい時価と非常にかけ離れた簿価になつておりましたも、それは再評価をすることが許されないやうになつていふと思ひます。会社といふものは、これは事業用資産で仕事をしていますので、減価償却資産だけではないので、減価償却資産だけでは仕事ができない。何百町歩、何百坪の土地を持っております。今日はこれが一坪当り三万円、五万円するところでも、会社の簿価は五百円か千円にしかならない。従つて中小企業者の資本構成といふものが現実と合っていない、資本金も非常に小さく評価されていふ、銀行に金を借りにいきましたも、お前のところは資本金が小さい、資本金が八十万円しかない、八十万円の資本金の会社に三百万円の金が貸せるかといふことで、け飛ばされる

といふことも間々あるやうでありますから、私は自分で考えます。には、やはり減価償却資産とあわせて他の事業用資産につきましても、時価と簿価が著しくかけ離れていふものについて、再評価させたいといふ感じがいたします。現に昭和二十五年にできました資産再評価法におきましては、土地などについても再評価ができるやうになつていふと思ひますけれども、今度のこの特例法におきましては、そういう種がかけてないやうに思ひます。むしろこれは税率の問題はありましよう。土地を再評価した場合に、私の記憶では、今まで過去三回におきましては、税率は六割といふことであつて、決して非課税とか、あるいは三割といふやうな部分はなかつたやうに思ひますので、今度はこれは強制ではありませんで、選択でありますから、税率は六割であつても、これは六割よりも五割あるいは四割の方がよいでなければ、中小企業者の選択によつて、土地、立木などについても資産再評価ができるやうな規定を置いてやる方が親切ではないか。ことに土地等を、中小企業者が事業拡張資金等の必要に迫られて一部を転売するやうな場合には、このままですと、非常にたくさんさんの譲渡所得税を取られてしまふやうなことになるやうなことで、動きがとれないやうなことになるのであります。もしこれが資産再評価を認められておりますならば、譲渡所得といふものはほとんど出ない、その方の税金は軽くて済む。主税局長のお話のように、ごくわずかな再評価税を納めておれば済むといふことになるのであります。この点、今度の法律案は不親切なやうにも

思ひます。それについて御答弁願ひます。

○原政府委員 実はこの案を用意いたします場合、部内でも非常に議論した点でございます。非常に位置づけがむづかしい、いろいろな問題をやらんだ問題であります。いろいろ研究したのであります。その結果、こういう考え方では取り入れないといふことになつたと思ひます。

その一つは、今回の趣旨が、すべてそういう昔の価値を修正するといふことよりも、中小企業の経営状態をよくしよう、そして資本の回収をきちんとしてやれるやうにしよう、この考え方、やはり何といつても減価償却資産について出て参ります。土地あるいは立木といふやうなもので、そういう面と違つたので、それを事業用資産として持つておられるところは、二十八年、九年のときにやつておられるはずじゃないか。個人ですと、これは御案内のやうに、みな再評価が働きますから、その辺はもう処置が済んでおるというやうなことを考へて、今回特に取り上げるまでのことではないのではないかと、ところが第二段として、たいだいまお話し申したところでもうすでにお感じであろうと思ひますが、やはりそこには問題が残つております。事業が、自分の資産を持つてずっとやつて参るといふ場合と違つて、むしろ資産を処分してしまふ、不動産会社あるいは山林会社の場合以外で、いろいろなものを処分するといふことは、大体その会社において手じまいをする、あるいはそこは手じまいをして他に移るといふやうな場合であります。そういうことは

思ひます。それについて御答弁願ひます。

○原政府委員 実はこの案を用意いたします場合、部内でも非常に議論した点でございます。非常に位置づけがむづかしい、いろいろな問題をやらんだ問題であります。いろいろ研究したのであります。その結果、こういう考え方では取り入れないといふことになつたと思ひます。

○内田委員　御研究になるということ
でありますから、けっこうであります。
ただ主税局長の御説明の中にたび
たび出てきますが、今まで第三次ま
での資産再評価をやったのだから、中小
企業者であっても、やりたいものはす
でにやったはずだ。今回はおまけの、
追加的な機会なんだから、いろいろ従
来認められた特典や恩恵は与えなくて

うと考えております。みんな失つても四、五億でありまして、四、五億を犠牲にいたしましたも、それによって得るところの国民経済の成長とか、民生の安定とかいうものは、何千億にもかえられないということを十分達観されて、さらに一つ審査を進められんことを、私は希望として付するものであります。他の委員の御質問もありますから、私は要点のみにとどめて、これで質疑を終ります。

○山本委員長 中崎敏君。

○中崎委員 実は見渡しましたところ、こういうふうに委員の数も少うございますし、この問題は、中小企業に対する私たちの考え方から申しますと、重要な問題だと考えております。こういう状況下においての審査はどうかと思ひますし、ことに中小企業に関する問題は、単にこうした一法律案だけでこの問題の解決がつくとも思わないのでありますして、相当広範な角度から中小企業に関する政府の考え方などもあわせてただしてみたいという気持ちで、先ほど委員長を通じて、大蔵大臣なりあるいは政務次官の出席を要求したのであります。大蔵大臣は、今参議院の委員会かどこかへ出ておる、政務次官は、何だか行方がはっきりしないというふうなこともあります。私としては、こうした重要な問題に取り組むにおいては、いかにも態勢が整っていないというふうにも考えられますし、もう一つは、現在商工委員会においてまた別の問題を審議中でもございまして、商工委員の方の態勢も十分でない点もありますから、いずれ日をあらためて、商工委員長の方とも御連絡を願つて、次に質問の機会を与えても

○山本委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○山本委員長 速記を始めて。

本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十二分散會

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局